

オープン問題をどう解決していくか

著作権保護期間死後70年の時代における著作物の保護と活用について

瀬尾 太一

今後のオーファンワークス問題解消にむけて(第2回実証事業・2017年度報告より)

第1回実証事業においても、いくつかの提言をまとめたが、今回もほぼ、方向性は同様の結論となった。
重要な点は次の3点である。

- ①大量処理への対応
- ②事務的手続きの円滑化
- ③対応可能な範囲の拡張

上記3点については、今回の実証事業において一定の成果が得られた部分と、今後の検討に資する部分がある。

特に①は制度的な対応が必要だと考えられ、

③はさらに実証事業などで検証されるべき事項である。

②については、今回の実証事業によって、大幅に改善され、実用化に資する知見が得られたと考えている。

今後のオーファンワークス問題解消にむけて（第2回実証事業・2017年度報告より）

①の制度的な対応については、昨年に引き続き、次の制度が適当であるとする。

<拡大集中許諾制度について>

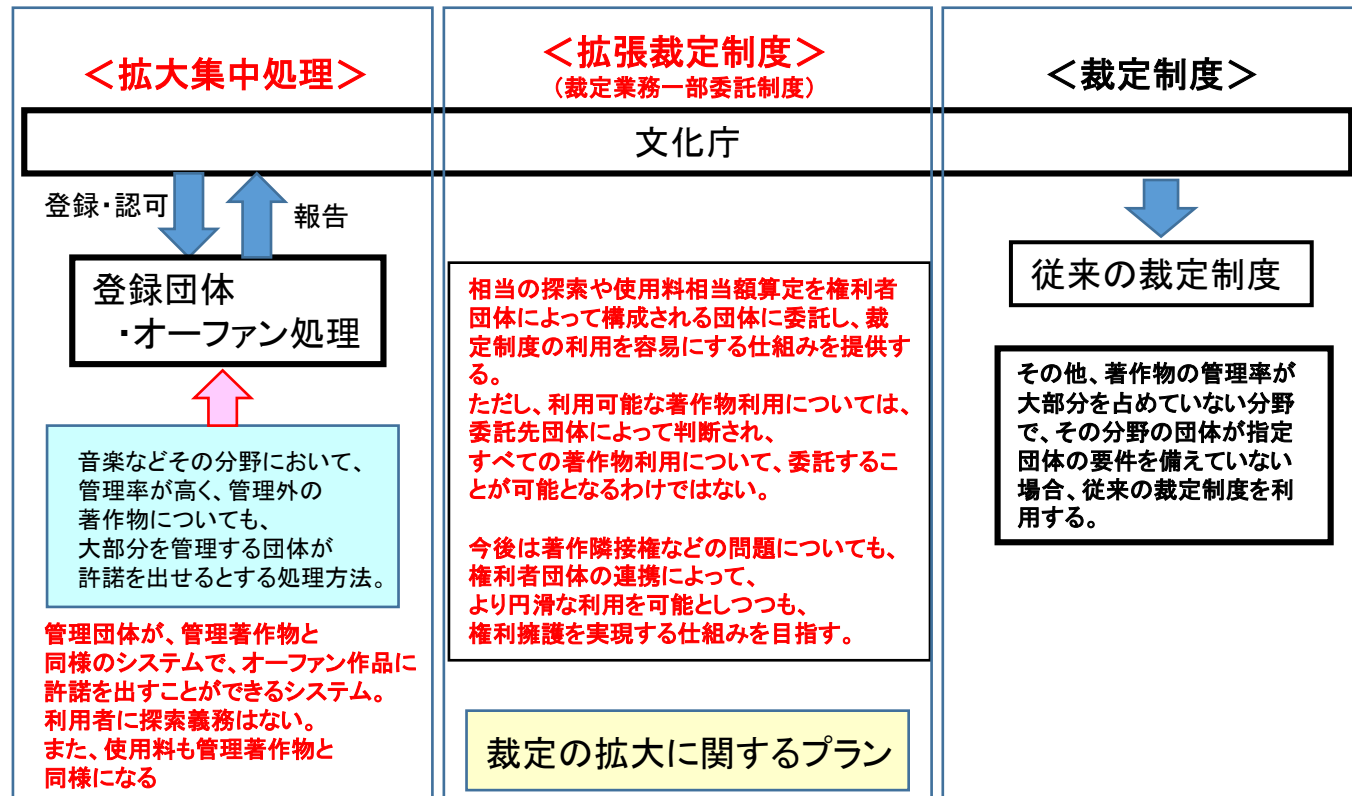
これまで拡大集中許諾制度については、様々な調査も行われ、その実態への理解が深まってきた。その中で、すべての分野、すべての著作物の利用について、許諾を得られるようになる制度は、現時点での日本では構築に時間がかかると思われる。このことから、まずは次のような拡大集中許諾の制度を検討してはどうか。

限定的拡大集中処理

対象となる著作物と、利用の範囲について、極めて限定的に団体が許諾を出せる制度。
つまり、特別の場合であり、通常の利用を妨げず、著作権者の正当な利益を不当に害さない利用について、特定の団体が許諾を出せる制度。
対象の著作物は明確に規定され、また目的も限定された記述された法律によって、指定された特定の団体が、許諾を出せるようにする制度を想定している。

例) ・試験問題の2次利用において、著作権者が不明だった場合、特定の団体が許諾を出すことができる
・図書館が所蔵する写真資料について、アーカイブ化してネット公開する目的の場合、特定の団体が許諾を出せる
・授業での利用における、著作権者が不明な著作物について、特定の団体が特定の利用許諾を出すことができる

オーファンワークス勉強会の提案する 推奨されるオーファンワークス解消のための制度イメージ



問題解決のための検討案

～日本著作権団体協議会(<http://www.chodankyou.org/>)での議論資料より抜粋～

(無名又は変名の著作物の保護期間)

第52条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後50年を経過するまでの間、存続する。
ただし、その存続期間の満了前にその作者の死後50年を経過していると認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その作者の死後50年を経過したと認められる時において、消滅したものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
変名の著作物における作者の変名がその者のものとして周知のものであるとき。
前項の期間内に第75条第1項の実名の登録があつたとき。
作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を作者名として表示してその著作物を公表したとき。

「無名・変名の著作物について、作者の死亡時点を客観的に把握することが困難であり、第51条第1項の原則的保護期間により難しいところから、死亡時点を把握できる特殊な場合を除き、公表後50年をその著作権の存続期間とすることとしたものであります」
(加戸守行『著作権法逐条講義』、著作権情報センター、2013、p.402)

「死亡時起算主義を適用することの不可能または不適當な著作物について、わが国では例外的に公表時起算主義を採用し、保護期間を原則として公表後50年としている」
(半田正夫『著作権法概説』、法学書院、2007、p.174)

「無名または変名の著作物にあつては、作者を特定することができず、したがって、作者の死亡時点も確かめることができない。ここに、存続の期間は公表より起算せざるをえない」
(齊藤博『著作権法』、有斐閣、2007、p.289)

ベルヌ条約第7条(3)項(無名又は変名の著作物の保護期間)について:WIPO

「無名または変名の著作物の場合は、作者は通常不明であり、したがって、保護期間をはっきりとその死亡の日に基づかせることはできない」
(世界知的所有権機関、黒川徳太郎訳『ベルヌ条約逐条解説』、著作権資料協会、1979、p.53)

以上のとおり、無名又は変名の著作物の保護期間に関する規定は、無名又は変名の場合というより、死亡時起算ができない場合の保護期間規定をその目的としている。

したがって、実名、無名、変名を問わず、作者の死亡の事実又は時期が不明である著作物については、公表時起算の保護期間を規定できるのではないか。

<未来への夢想：シンギュラリティを迎える時の著作権の在り方>

「モノ」から「コト」へとどのような意味か

↓

社会の目的が、個人が何かを所有することを目指すことから、
社会で「コト」を共有する時代になっていくのではないか

↓

AIの時代は、「共有の時代」ではないか

↓

そもそも「所有すること」が困難な無体財産（特に直接的な経済効果を持たない著作権）は、
これからますます社会で共有することを求められていくのではないか

↓

権利制限の拡大

どのように創作を経済的に成立させていくのかが問題となる

一著作物に対して、支払が生じる取引から、
広く社会で著作物に対する支払いを徴収し、
それを著作者に分配するシステムが必要となるのではないか

<未来への夢想：シンギュラリティを迎える時の著作権の在り方>

現在の補償金制度のような徴収方式によって、
著作権使用料は徴収され、
その著作権使用料が、包括としてではなく、
著作者に精密に分配されるシステムが必要となるのではないか



ブロックチェーンなどの新しい技術によって、
広く浅く徴収された著作権使用料を、
創作者に精密かつ適正に分配するための仕組みを、
現時点から研究し、AIによって社会が変化していくこと
に対応して、実用化することが必要なのではないか

社会的サブスクリプションモデル